

建築基準法第86条の2第1項の規定により次の公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物を認定しましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部指導課において、一般の縦覧に供します。

平成16年8月19日

京都市長 梶本 頼兼

認定番号	認定年月日	一団地の位置
11-011	平成16年8月16日	京都市伏見区小栗栖中山田町11番地3, 12番地1, 59番地2, 60番地, 60番地2, 62番地5, 71番地及び85番地並びに同区桃山町日向15番地, 23番地, 25番地, 32番地27, 46番地15, 46番地23及び46番地51

(都市計画局建築指導部指導課)